

東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第4回》

《確定申告ナビ》

“確定申告”

言葉は聞き慣れている方も多いと思いますが、実際にはどのような仕組みになっているのか、どんな手続きが必要なのか、全てを知っている方は数少ないのではないのでしょうか？

サラリーマンの方は、毎月のお給料から所得税は引かれているし、年末調整も会社がやっているから必要ない・・・と思われがちですが、特定の条件を満たす方は必要な場合もあります。

今回、東中野図書館ではいち早く確定申告の情報を提供し、皆さんの不安を解消致します！

自分で申告しなければならない方、あるいは申告の必要がない方でもこの機会に是非ご覧ください。

☆展示期間：平成23年12月23日（金）～2月22日（水）

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館

中野区東中野1-35-5

03(3366)9581

確定申告って何？

確定申告は、「納めるべき正しい額の所得税を納める」手続きのことです。1年間（1月1日から12月31日まで）に得た「所得」を計算し、それを元に所得税の額を自分で計算して所得税を納めます。

確定申告には、税金を納める申告と税金を返してもらう申告（還付申告）があります。

申告時期は原則として、翌年の2月16日から3月15日までの間に住所を所管する税務署に申告します。

ただし還付申告は1月1日から提出が可能です。



確定申告が必要な人は？

自営業を営む人（個人事業主）や年金生活者などは、自分で申告しなければなりません。また、サラリーマンやアルバイトの人でも以下に該当する人は確定申告が必要となります。

- ・1年間に支払いを受ける給料・賞与の金額が2,000万円を超える人
- ・給与所得や退職金所得以外の所得金額が20万円を超える人
- ・給与を2か所からもらっている人
- ・災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた人

・・・etc



税金が戻ってくる！？

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。ただし、追加納付となることもあります。

また、5年間は還付申告ができますので、申告を漏らしたものがあれば、さかのぼって還付請求をするといいでしょ。

- ・1年間に一定額（約10万円）以上の医療費がかかった人
- ・マイホームを住宅ローンなどで取得した人
- ・年の途中で退職してその後に再就職していない人やアルバイトの人で年末調整を受けなかった人
- ・災害・盗難にあって、住宅や家財について損害を受けた人

・・・etc



申告は所管の税務署へ

「所得税の確定申告用紙」は、税務署や区役所の税金担当の窓口で配布しています。

国税庁のホームページでは、申告に必要な書類がダウンロードできます。「確定申告書作成コーナー」では、必要な項目に入力するだけで申告書が作成できます。

記入した確定申告書は、お住まいの地域を管轄する税務署へ提出します。税務署へ行けない時は、郵送することもできます。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）で申告することも可能です。（申し込みが必要）

税金の納付と還付

税金を納める（3月15日までに納付）

- ・納付書を作成し、郵便局・銀行などの金融機関、コンビニ、税務署などで納付します。
- ・銀行や郵便局などからの引き落としで納めたいときは、振替納税の手続きが必要です。

税金を還付してもらう

申告書第一表の「還付される税金の受取場所」欄に、振り込んでほしい金融機関や郵便局の口座を書き込みます。提出後1～2ヶ月で還付されます。

よく耳にするけど“ハ・テ・ナ・?”な言葉



源泉徴収

所得税は1月1日から12月31日までの暦年を単位として課税される税金なので、その年の所得金額が確定した後に税額を計算し、納税することになっています。しかし、給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前にあらかじめ給与の支払者が月々の給与を支払うたびに1年分の所得税の一部ずつを徴収して納税しています。これを源泉徴収制度といいます。

年末調整

年末調整とは、会社が1年間にわたって毎月源泉徴収してきた税額を、正しい年税額に調整するために年末に行う手続きです。

月々の給与からは、源泉徴収税額票から求められた所得税が天引きされています。この源泉税額は概算納税額にすぎません。また月々の源泉徴収の際には、生命保険料などの控除はしていません。このように「見込額」として月々源泉徴収してきた税額は、本来の正当な税額に修正する必要があるのです。年末調整は所得税法（第190条～193条）に規定されています。

青色申告と白色申告

会社を作らず個人で仕事をする人（個人事業主）の確定申告は、青色申告と白色申告の2種類があります。白色申告はその年の所得が300万円以下の場合に限られ、帳簿を付ける必要がありません。青色申告は、帳簿を付け税務署に決算書の提出が必要になりますが、さまざまな有利な取り扱いが受けられ、税金が安くなります。

青色申告できる人は不動産所得、事業所得、山林所得のある人に限られ、給与による収入や株や不動産の売買による収入では青色申告をすることはできません。

出典：『図解わかる確定申告』 新星出版社、2010年12月

『じぶんですらすらできる確定申告の書き方』 中経出版、2011年11月

『いちばんやさしく丁寧に書いた青色申告の本』 成美堂出版、2011年12月

『23年版年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務』 日本法令、2011年10月

オススメ展示図書

『自分でパパッと書ける確定申告 平成 24 年 3 月 15 日締切分』

平井 義一／監修
翔泳社
2011年



《内容紹介》

確定申告をすれば税金が戻る！一般の人にあてはまるケースごとに図やチャートを使って、申告のしかたを詳しく解説。あなたにぴったりあった方法が見つかる。節税に関するアドバイスも満載。

『元税務調査官が教える税務署に 睨まれない確定申告 '12年版』

林 高宏／著
エール出版社
2011年



《内容紹介》

税務署員が重視する確定申告書の箇所、賢い調査の受け方、税務署もビックリの記帳方法、お金の貯まる帳簿術などを紹介。元税務調査官が、適正な申告をするために役立つ知識を伝授する。

『青色申告かんたん帳簿ハンドブック 2012年版』

秋山 典久／著
ダイエックス出版
2011年



《内容紹介》

「青色申告かんたん帳簿」を作成するための解説書。簿記の知識がそれほどなくても、青色申告の要件を満たす帳簿を記帳できるように、なるべく難しい専門用語を使うのを避け、予想される取引事例を示しながら記帳法を説明する。

『おいしい定年後の年金・保険・税金 マニュアル』

高木 隆司／編著
こう書房
2011年



《内容紹介》

もらえるお金はすべてもらう。もっとも効率のいい組み合わせでもらう。ムダなお金は払わない。楽しく豊かな定年生活を送るための「お金」に関するポイントをまとめたマニュアル本。

テーマ展示【確定申告】

書名	著者名	出版者名	出版年
株・FX・投資信託一番トクする確定申告	千代田パートナーズ会計事務所／監修	成美堂出版	2011
顧問報酬から見た会計・税理士事務所の選び方	阿部 員大／著	税務経理協会	2011
自分ですらできる確定申告の書き方	渡辺 義則／著	中経出版	2011
図解いちばんやさしく丁寧に書いた青色申告の本	千代田パートナーズ会計事務所／監修	成美堂出版	2011
図解所得税法「超」入門	山口 暁弘／編著 山田&パートナーズ／監修	税務経理協会	2011
税金のすべてがわかる本	石井 宏和／編著	成美堂出版	2011
世界一わかりやすいネットで稼ぐ人の「確定申告」塾	今瀬 ヤスオ／著 今瀬 オサム／著	セルバ出版	2011
節税研修	横治 久美男／著	桐文社	2011
年金生活者・定年退職者のための「確定申告」	ところ会計事務所／監修	技術評論社	2011
年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務	岡本 勝秀／編	日本法令	2011
東日本大震災の税務・復興支援	川田 剛／【ほか】監修	財経詳報社	2011
ひとりでできる個人事業者の確定申告	平野 敦士／監修	成美堂出版	2011
フリーランス&個人事業主のための確定申告	山本 宏／監修	技術評論社	2011
わかりやすい年末調整の手引	大辻 秀幸／編	税務研究会出版局	2011

↓この本読んで！イチオシ本！！



『税金還付の実務75問75答』

ひかり税理士法人／著 清文社 2011年

所得税・法人税・消費税など税目別の還付手続きを中心に、税金還付の概要、東日本大震災特例法の取扱いについて、Q&A形式でわかりやすく解説する。

税金還付マップも掲載。



確定申告について調べる方に



1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

- ★主たるキーワード : 確定申告 所得税 e-tax
- ★関連するキーワード : 源泉徴収 年末調整 青色申告 白色申告

2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立図書館ホームページアドレス（携帯）』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

・・・中野区立図書館のホームページの携帯版。

『東京都公立図書館横断検索』

⇒ <http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館 NDL-OPAC』

⇒ <http://www.ndl.go.jp/>

・・・国立国会図書館の資料を検索できます。



3. さまざまな税金について調べる。

『税金のすべてがわかる本 一個人と会社 11～12年版』

石井 宏和／編著 成美堂出版 345頁 2011年

ちょっとした知識がないために、払わなくてよい税金を払わされているケースは少なくない。

日常的に遭遇しそうな事例をあげ、払う税金・払わなくていい税金を具体的に解説。

東日本大震災に伴う最新の税制改正に対応。

4. インターネットを使用した申告方法

国税庁のホームページを利用して申告書を作成しよう。 <http://www.nta.go.jp/>

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、確定申告書の作成ができます。作成した確定申告書は印刷して税務署へ提出できます。また e-Tax を利用すれば、そのまま送信することもできます。

『e-Tax』（国税電子申告・納税システム） <http://www.e-tax.nta.go.jp>

・・・自宅やオフィスからインターネット利用して、申告・申請・届出・納付など、国税に関する様々な手続きができます

※e-Tax を利用するには、事前に電子証明書を取得し税務署に利用開始届を提出します。

詳細は e-Tax ホームページへアクセス。

5. その他のインターネットを活用する

インターネットで確定申告等について調べてみましょう。



『中野区「住民税、所得税などの申告について」』 中野区

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/216500/d007236.html>

・・・中野区ホームページ内にある住民税や所得税に関する情報を掲載。

『所得税「確定申告書等作成コーナー」』 国税庁

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>

・・・確定申告期に多い問い合わせをQ & Aで紹介。確定申告書の記載例も使用区分ごとに掲載。

『みんなの確定申告』

<http://www.kakuteisinkoku-viscas.com/>

・・・確定申告や税金に関する情報を掲載。また、確定申告・税金についてのエキスパートでもある税理士の紹介などもあり。

『タックスアンサー』 国税庁

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>

・・・国税庁が提供している税に関するインターネット上の税務相談室。

『年末調整ってなあに？』 会計事務所の会

<http://www.mykomon.jp/nentyo/>

・・・年末調整のしくみについて図解を用いてわかりやすく紹介。

さらに年末調整の相談ができる会計事務所を地域ごとに検索できる。

えいごの法律が！



Vol.5【芸能人になる人、ならない人】

「所得税法」には「源泉徴収」の規定があります。

所得税法は、「芸能人」に対して支払われる報酬や料金も源泉徴収の対象になるとしています。

所得税法 第204条 第1項 第5号（源泉徴収義務）

映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

このように「芸能人」は政令で定めています。

この規定を受けて「所得税法施行令」に「芸能人」に関する具体的な規定があるのですが、少し首をひねりたくなります。

所得税法施行令 第320条 第5項

所得税法第204条第1項第5号に規定する政令で定める芸能人は、映画若しくは演劇の俳優、映画監督若しくは舞台監督（プロデューサーを含む。）、演出家、放送演技者、音楽誌記者、楽士、舞踊家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師又は物まね師とする。

「音楽指揮者」「楽士」が「芸能人」って違和感がありますね。

それになぜ「プロデューサー」ではなく、「プロデューサー」なのでしょうか……。

また、「芸能活動しているにもかかわらず、これらに含まれない人がいるのでは？」という疑問を持ちます。

例えば、パントマイムをする人、猿回しをする人などは、この規定のどこに含まれるのでしょうか……？ ナゾです……。

出典：なかむらいちろう／著『「俺の酒が飲めねーか」は犯罪です。』
講談社、2008年